

平成29年度 技能講習・教育等予定表

建設業労働災害防止協会宮城県支部

【宮城労働局長登録教習機関（教習機関登録番号、登録有効期限は裏面記載のとおり）】

講習名	月 別											
	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	5日～7日			5日～7日		20日～22日			11日～13日		7日～9日	
足場の組立て等作業主任者		18日・19日			3日・4日		5日・6日		11日・12日			
型枠支保工の組立て等作業主任者			1日・2日					9日・10日				
建築物の鉄骨の組立て等作業主任者					17日・18日							1日・2日
木造建築物の組立て等作業主任者				13日・14日				1日・2日				
コンクリート造工作物の解体等作業主任者							3日・4日					
コンクリート橋架設等作業主任者									14日・15日		15日・16日	
車両系建設機械(整地等)運転技能講習	11日・12日	9日・10日	6日・7日	11日・12日		5日・6日	11日・12日	7日・8日	12日・13日			12日・13日
車両系建設機械(解体用)運転技能講習 【5時間コース(学科:3時間、実技:2時間)】					21日							22日
高所作業車運転技能講習	18日・19日	16日・17日	20日・21日	18日・19日	22日・23日	26日・27日	17日・18日	14日・15日	19日・20日	16日・17日	13日・14日	13日・14日
不整地運搬車運転技能講習		23日					5日					
玉掛け技能講習	4日・5日				29日・30日		24日・25日					
足場の組立て等特別教育		26日	19日	11日・25日		12日		17日			2日・23日	27日
小型車両系建設機械(整地等)特別教育								21日				
石綿取扱い作業従事者特別教育			8日									
斜面点検者に対する安全教育			23日							中止		
職長・安全衛生責任者教育	27日・28日	30日・31日	15日・16日 29日・30日	27日・28日	29日・30日	28日・29日	26日・27日	29日・30日	21日・22日	25日・26日	27日・28日	29日・30日
職長・安全衛生責任者能力向上教育		26日		24日		19日		16日		18日		20日
熱中症予防管理者教育			5日									
現場管理者統括管理講習			13日		1日		20日			23日		
足場点検実務者研修	14日			4日			30日		8日			

注：車両系建設機械、高所作業車、不整地運搬車、玉掛け技能講習及び小型車両系建設機械特別教育には、上記日程の他に実技講習日があります。実技会場の場所につきましては、学科当日地図をお渡しします。

建設業労働災害防止協会 宮城県支部 TEL 022-224-1797, FAX 022-265-5604
ホームページ: <http://www.kensaibou-miyagi.jp/> e-mail: kensaibo@io.ocn.ne.jp

★この予定表に記載された講習・教育の開催場所(学科講習)は、すべて宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)となります。
★人数がまとまれば(30人程度)、出張講習も承りますので、その際は、当支部へご連絡ください。

技能講習登録番号及び登録の有効期限

登録技能講習	登録番号	登録有効期限
玉掛け技能講習	第 49-281 号	平成31年3月30日
高所作業車運転技能講習	第 5-381 号	平成31年3月30日
不整地運搬車運転技能講習	第 5-328 号	平成31年3月30日
車両系建設機械(解体用)運転技能講習	第 5-330 号	平成31年3月30日
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	第 49-2086 号	平成31年3月30日
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	第 56-1594 号	平成31年3月30日
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	第 56-2011 号	平成31年3月30日
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	第 53-895 号	平成31年3月30日
足場の組立て等作業主任者技能講習	第 48-1526 号	平成31年3月30日
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	第 47-2113 号	平成31年3月30日
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	第 48-2191 号	平成31年3月30日
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	第 29-1019-1 号	平成34年11月7日

ここに記載の有効期限は、登録教習機関として技能講習を実施できる期限であり、技能講習修了証の有効期限ではありません。
技能講習修了証には有効期限や更新はありません。

建設業労働災害防止協会宮城県支部